

# 児童扶養手当をご存知ですか？

## （父子家庭の方もご覧ください）

児童扶養手当は、父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

### ◆支給要件

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）

または両親にかわって、その児童を養育している方（養育者）

が手当を受けることができま

す。「児童」とは、0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までの方をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）

がある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童とともに国籍は問いません。また、配偶者（婚姻の届出をせずに事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。受給者が公的年金を受給している場合

で、年金額が児童扶養手当額より少ないと、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

①父母が婚姻を解消した児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度の障がいの状態にあり、障害年金の加算の対象になっていない児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母が一年以上遺棄（連絡がとれず児童の養育を放棄していること）している児童

⑥父または母が一年以上拘禁されている児童

⑦婚姻せずに生まれた児童

⑧母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

⑨父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

### ◆手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と同一住所の扶養義務者（親族）の所得金

額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。

※所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。

◆手当の額（平成27年4月から変更）

#### 【支給対象児童1人の場合】

・全部支給→月額4万2000円  
↓月額4万1990円～9910円

【支給対象児童2人以上の場合】

全部支給・一部支給とも、そ

れぞれ前記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

### ◆手当の支払日

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、支

払月の前月分までの手当が支

われます。（支給日が土、日、国

民の祝日などに当たるときは、

これらの日の前日とします）

#### ○支払日

・4月11日～12月分から3月分  
・8月11日～4月分から7月分  
・12月11日～8月分から11月分

◆所得制限について

児童扶養手当には所得制限が設けられており、受給資格者本

人、配偶者および同住所に住む

扶養義務者の方で、まだ現況届の提出をしていない方は、早急に手続きしてください。

## 《所得制限限度額》

扶養 人数	受給資格者本人		扶養義務者 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します）

所得額=年間収入金額-必要経費（給与所得控除額など）+養育費の8割相当額-諸控除-8万円

（社会保険料相当額として一律8万円とします）

申問伊奈庁舎こども福祉課  
58-2111(内線1163)